

湯河原町課等設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年 2 月 13 日

湯河原町長 富田幸彦

### 湯河原町条例第 1 号

湯河原町課等設置条例の一部を改正する条例

湯河原町課等設置条例（平成27年湯河原町条例第32号）の一部を次のように改正する。

第1条の表中 「庶務課  
税務課 徴収対策室」 を 「総務課  
税務収納課」 に改める。

第2条の表財政課の項第2号中「基金」を「財産管理」に改め、同表庶務課の項中「庶務課」を「総務課」に改め、同表税務課の項を次のように改める。

税務収納課

- (1) 町税の賦課に関する事。
- (2) 町税等の徴収に関する事。
- (3) 納税及び納付意識の啓発に関する事。

第2条の表徴収対策室の項を削り、同表まちづくり課の項中第5号を削り、同表土木課の項第2号中「町有財産」を「交通安全」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。  
(湯河原町消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金に関する条例の一部改正)
- 2 湯河原町消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金に関する条例（昭和42年湯河原町条例第18号）の一部を次のように改正する。  
第6条中「庶務課長」を「総務課長」に改める。